

目 次

第Ⅲ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

第Ⅰ節 新規事項

1. 関係条文	1
2. 補正制限の制度の趣旨	1
3. 基本的な考え方	1
3.1 新規事項を含む補正か否かの具体的な判断手法	1
3.2 留意事項	2
4. 特許請求の範囲の補正	3
4.1 一般原則	3
4.2 各論	3
5. 発明の詳細な説明の補正	6
5.1 一般原則	6
5.2 各論	6
6. 図面の補正	7
7. 出願人による説明	7

第Ⅱ節 発明の特別な技術的特徴を変更する補正

1. 関係条文	1
2. 第17条の2第4項の規定の趣旨	1
3. 基本的な考え方	1
4. 審査の進め方	2
4.1 基本的な審査の進め方	2
4.2 基本的な審査の進め方の例	3
4.3 補正前の特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合の審査の進め方	4
4.3.1 補正前の特許請求の範囲において審査対象とされた発明に特別な技術的特徴を有する発明が見出された場合	4
4.3.2 補正前の特許請求の範囲において審査対象とされたすべての発明が特別な技術的特徴を有していなかった場合	5
5. 留意事項	7

第Ⅲ節 最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲についての補正

1. 基本的考え方	1
2. 具体的運用	1
2.1 新規事項の追加禁止(第17条の2第3項)	1
2.2 発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止(第17条の2第4項)	1
3. 請求項の削除(第17条の2第5項第1号)	1
3.1 趣旨	1
3.2 具体的運用	1
4. 請求項の限定的減縮(第17条の2第5項第2号及び第6項)	2

4.1 趣旨	2
4.2 限定的減縮に適合する要件	2
4.3 具体的運用	2
4.3.1 特許請求の範囲の減縮であること	2
4.3.2 発明を特定するための事項の限定であること	3
4.3.3 補正前と補正後の発明の解決しようとする課題と産業上の利用分野が同一であること	3
4.3.4 独立して特許可能	4
4.4 最後の拒絶理由通知後に複数回の補正がされた場合の留意事項	4
5. 明りょうでない記載の釈明(第17条の2第5項第4号)	4
5.1 趣旨	4
5.2 「明りょうでない記載の釈明」の意味	4
5.3 拒絶の理由に示した事項との関係	5
6. 誤記の訂正(第17条の2第5項第3号)	5
6.1 趣旨	5
6.2 「誤記の訂正」の意味	5
7. 判断手順	5

第IV節 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する事例集

1. 新規事項の判断に関する事例	1
2. 限定的減縮の判断に関する事例	66